

医学館における医学考試について (一)

戸 出 一 郎

日本医史学雑誌第四十八巻第一号 平成十三年四月二十日受付
平成十四年三月二十日発行 平成十三年十月二十日受理

〔要旨〕寛政六年、江戸幕府直轄の医学校「医学館」(多紀元惠督事)において医学考試が行われた。受験者は若い下級官医又は官医の子弟たち二十二名であった。考試は本科(内科)・小児科・外科・口科に分かれ、口頭試問と筆記試験が実施された。口頭試問は病症の鑑別診断・薬方の適応症等で、筆記試験は外来患者に対する医案と処方筆録するものであった。受験者の答に対して採点と批評が下され、其の結果、成績の良かった者は翌年から急速に昇進し、悪かった者はその後の消息が分からなくなっている。封建時代、家督制度下の官吏の地位は変え難いものであったであろうが、医官の場合、本考試の成績はその後の黜陟に大きな影響を与えているように思われる。

キーワード——寛政六年、多紀元惠、医学館、医学考試、成績と官位

一、医学館の成立

医学館の設立については既に森潤三郎⁽¹⁾⁽²⁾、波多野賢一⁽³⁾、倉沢剛⁽⁴⁾並びに町泉寿郎氏等の詳細な研究報告があるので、こ

ここでは簡単にその経緯を述べておく。

明和二年（一七六五）十二月七日、奥医師 多紀安元（元考）は、幕府より借りた神田佐久間町における司天台の旧地に、私塾「躋寿館」を設け、医師の子弟に医学の講釈をすることを願ひ出て許可を得た。⁽¹⁵⁾

安元（元考）は其の翌年七十二歳で没し、嗣子藍溪（元恵）が家督を継ぎ、躋寿館の督事を相続した。

躋寿館は一五八坪の土地に建てられ、講堂、客舎応接所、食堂、学舎（寄宿所）、学習室（游息軒と呼ぶ）、都講学舎、教授学舎、書庫、菜園、俗事役住宅、館主任住宅を備えた大規模な構成を持っていたが、安永元年（一七七二）二月、目黒行人坂の大火で類焼するという不運に遭遇した。そのため元恵は躋寿館の再建をはかり、江戸中の医師から毎年一・二匁ずつ寄付銀を求めるところを幕府に願ひ出た。

老中はこの願ひを聞き入れて、安永二年、大目付に通達を出して江戸中の医師は毎年銀一・二匁を医学館へ寄付させることに決定した。⁽¹⁶⁾

この処置によつて躋寿館は大いに潤つたのであるが、それも初めのうちだけで、寄付は年と共に減少してきたため、元恵は再び老中に願ひ出て、天明六年、幕府から医師たちへ寄付銀の催促をさせている。

天明六年には躋寿館の再建が落成したので其の年の正月十二日、いわゆる百日教育の布告を関係各方面に通達した。⁽¹⁷⁾

この通達により、躋寿館における医学教育の内容が公に確立されたと言える。即ち、第一に、教育期間は二月中旬より五月中旬までの百日間で、受講を許される生徒は、この時点では、医家にあつて志を持つ若年の者であれば、陪臣、町方を問わず許され、特に身分の限定は無かつた。第二に、生徒は家から通学することも学舎に止宿することもはじめに申しこめばそれでよかつたが、何れの場合も規律はきわめて厳格であつた。第三に、講義の主たる経典は本草・靈樞・素問・難経・傷寒論・金匱要略であつたが、経絡・經穴を学ぶ家系の者は日程の中で更に別途の講義を受けた。傷寒論・金匱要略・難経は比較的早く終わるので、その後は甲乙經・千金方・外台秘要方・諸病源候論・格致余論・溯洄集など

が講義された。第四に、生徒は医学以外の趣味娯楽等は一切禁止され、学業を怠る者は退学させられることもあった。反面、強い志を持ちながら貧困のため就学し難い者には生活費や学資の援助がなされた。

この通達によっても、元惠の医学教育に対する高い見識と強い情熱が感じられ、さらに、医学における基礎教育の重要性、そのためには古典を徹底的に学ぶことが必要であるという高邁な理想を持った医学者としての認識の深さがうかがえる。しかしこの計画は多紀家個人の力では無理なことであった。百日教育は天明四年から始められたがそのための費用は膨大で、多紀家の財産も尽き果て、天明七年、わずか四年にして挫折した。

幕府では天明六年(一七八六)八月に老中田沼意次は罷免され、同七年には松平越中守定信が老中となり、首座・將軍補佐役・月番免除という特別待遇に抜擢された。定信は元惠とその息元簡の医学教育に対する理念に共鳴し、当時、技術的にも道徳的にも墮落の兆しが現れていた医師特に官医を再教育することを考え、寛政三年より、躰寿館を官立とし、其の名も「医学館」と改めて、元惠を督事として教育に当たらせることとし、校務の一切は幕府の公費をもって賄うようにした。

官立医学館

前記の様に松平越中守定信が老中となって、寛政三年、躰寿館が官立医学校「医学館」となってから、当時、腐敗墮落した医師が横行していた風潮⁽¹⁾を是正する目的もあつて、また特に官医の質の向上は急務と考えられて、医学館は官医の教育機関として大きな役割を負わされることになったのである。幕府からは、寛政三年十月、下級官医に対して医学館で修業するよう布告が発せられた⁽²⁾。

医学館が官立となつてから毎年行われていた百日教育は廃止され、また江戸中の医師に課せられた医学館への寄付も打ち切られた。

更にほぼ同時に医学館教諭の辞令も公布されている⁽³⁾。

官立医学館の講義は翌寛政四年正月二十五日より始められた。堀田正敦より目付にその書付が渡されている。⁽²⁰⁾

また寛政三年十月には、医学館において下級官医に対する考試（試験）を行うことを布告している。⁽²¹⁾

医学館における医学考試については、前に述べたように寛政三年に布告が出されているが、現存する資料は寛政六年の記録並びに大田南畝の「街談録」⁽¹⁹⁾があるのみである。

前述の様に江戸中期以後における医師の生活の実態は「仁術ということ忘れて、渡世第一の躰」と人見弥右衛門が述べているように腐敗墮落が甚だしく、この点では官医も例外ではなく、老中田沼意次の重商主義的政治情勢下にあつては、その弊はますます顕著になっていくばかりであつた。このような世相に立ち向かつて政治経済の立て直しをはかり、武士や貧困にあえぐ庶民・農民を救うことを企てた人が松平定信であつた。医の倫理の確立もまた彼の視野の中にあつたのである。

松平定信は医の倫理は勿論、当時に於ける医師達の学・術の向上をも切に求めていた。定信の考える医とは、学・術・道を兼ね備えた人格そのものであつて、それはまた多紀元惠の志すところでもあつた。定信と元惠及び元簡との結びつきは生まれるべくして生まれたのである。

それゆえ先ず官医の資質を高めるために医学館を利用して、官医並びにその子弟たちを教育し、試験をしてその実を挙げることを考えた。既に寛政元年にはそのための触れを出し、官医に出精を求め、学・術の向上と倫理の確立をうながしている。^{(22)、(23)}

医学館成立前後のいきさつについては、町泉寿郎氏の詳細な報告があり、医学館における教育また考試の目的等、甚だ核心をついた考証があるので、ここでは氏の所論の一部を引用させていただくのみにとどめたい。「田沼政治を否定し、幕府機構の抜本的改革をめざした松平定信のもとで、官僚養成機関としての学校建設という懸案は、新たな局面を迎え、徂徠の提言とは違ったかたちではあるが、検討・立案・実施されることになるのである。寛政三年に官医多紀氏

の私的な学塾であった跡寿館が医学館として官立化され、後れて寛政九年に林家の私塾が官立化されて昌平坂学問所となったのがそれである」

「松平定信の改革は、これらの旧来の権威(註 半井・今大路)を剝奪し、かわって官立学校を設け、登用試験を実施することにより、幕臣への学問奨励・風儀改善をはかり、幕臣を組織化し直すことをめざしていたといえよう。官医に対しては、寛政元年の通達によって明らかにすることなく、医業研鑽の程度や患者数の多寡という基準にしたがって、現状に見合う官医の身分・禄高の黜陟を断行することをうたっている。そうした官医の組織の大幅な改革が行われたのち、改善された組織が永続的に有効に機能するための機関として、医学館が設置されることとなったのである」⁵⁾

町氏の言のごとく、官立医学館の設立の目的は、世襲による医術の低下や権力集中を抑制し、官医を能力に応じて昇格させるための選抜機関としての性格を持たせることによって、各人の奮起をうながし、医療技術と倫理の向上を期待するところにあつたのである。医学考試もその一環として実施されたものに他ならない。

一、医学考試の実施

寛政三年十月の通達²⁾によれば、今後、医学館において、毎年春秋二回に医学考試を行うが、典薬頭・奥向きの面々・法印・法眼の御医師は除く。その他、二十歳に達した官医は残らず考試を受けなければならない。但し、四十歳以上の御医師は受験の必要はなく、ただ出席するだけでよい。また平常医学館で勉強している者も受験しなくてよい。更に、考試にあたっては、難問を出したり誹謗するようなことは一切ないから安心して出席するよう述べている。

この通達によって考試を受けるよう求められた者は、具体的には寄合・小普請の医師または官医の子弟といった中下級の官医であつて、それ以上の医師は任意に出席することは認められたが強制される事はなかった。「街談録」¹⁰⁾によれば、寛政六年の受験者は医学館への出席が悪かつた者たちであるという。

この計画が実施されたのは翌寛政四年以後であろうが、今のところ寛政六年の記録が見出されているのみである。

寛政六年 医学考試の記録

寛政六年の記録は「寛政甲寅考試口問主意書」（以下「口問主意書」）、「寛政甲寅考試問答一件調書」（以下「問答一件調書」）、「寛政甲寅考試医案方付留記」（以下「医案方付留記」）の三部で、現在、京都大学医学部富士川文庫に保存されている。⁹⁾

三部の記録を通観したところ、試験科目は本科、小兒科、外科、口科の四科に分かれ、受験生はそれぞれ自己の専門にしたがって受験している。ちなみに各科の受験者数は本科が十名、小兒科六名、外科四名、口科二名、合計二十二名であった。

各科それぞれ問題が設定されているが、「口問主意書」には疾病の診断・処置・薬方さらに各薬方の適応症、鑑別診断、語意等、広範囲の問題が提示され、そのすべてに解説が施されている。「口問主意書」設定の目的は、各試験官の間における設問並びに解答の評価について意見の統一を図ったのであらうと思われる。

考試の日程は「口問趣意書」には、末尾教諭たちの署名の上の方に寅九月と記されており、「問答一件調書」にも同様末尾署名の上方に寅九月と書かれている。更に「医案方付留記」には、その凡例の中に「九月十八日二十日二十二日の三日に考試仕り候て…」とあることから、先ず「問答一件調書」に記録された考試は寛政六年九月十八日以前に実施され、改めて十八日から三日間で、或いはこの期日にとらわれず「医案方付留記」の考試が実施されたものと思われる。

大田南畝の「街談録」¹⁰⁾には「十一月十三日於医学館弁書仕候様、御医者一同に被仰渡、七十人程の内、十七人程は弁書呈候由、沙汰専候」とあり「弁書五ヶ条の目」と題して問題が五問提示してある。これは医学館の記録にないものであり、実際これが実施されたかどうかは分からない。

「口問主意書」に記録された問題を列挙すれば次の通りである。

問 題

本道之部

①人參敗毒散・參蘇飲・藿香正氣散の三方相用候差別之事、②真中風と類中風之弁別并治法大意之事、③中暑と傷暑との弁別并治法之事、④乾霍乱湿霍乱の差別并治法之事、⑤自汗の証に石膏を用可申証 附子を用可申証 黄耆を用可申証有之差別如何之事、⑥香蘇散・八解散・不換金正氣散之三方共に感冒に用候藥方ニ候 用分ケ候差別如何之事、⑦補中益氣湯・六君子湯・異功散 皆補脾の劑にて三方用様差別如何心得候哉之事、⑧外感之証に汗を發候而宜キ証。又汗を發し候ては不宜証有之候 此差別は如何に候哉之事、⑨ 尿血と血淋との差別如何心得候哉之事、⑩ 水腫に虚腫と実腫と差別見分方心得は如何に候哉之事

小兒科之部

①小兒生下之時 其兒之稟受厚薄ニ付手充用藥之心得如何之事、②痘瘡序熱之辯別如何心得候哉之事、③痘瘡虚実之看法大概之事、④急驚風と慢驚風之差別并治法心得大法如何之事、⑤泄瀉の証に七味白朮散・胃苓湯・附子理中湯用法之差別如何之事、⑥臍風撮口は一病にて候哉 又別病に候哉之事、⑦小兒之癩と驚風と一病にて候哉 又別病にて候哉之事、⑧痘疹寒戰咬牙を發候は虚実に属し候哉 毒盛に属し候哉之事、⑨小兒繼病ト疳病ト見分如何之事、⑩五軟之義如何之事、⑪小兒變蒸蟲積之發熱と外感之發熱と辯別如何之事、⑫虚痘実痘、初中末手充差別之事

外科之部

①癰疽辯別之事、②癰疽五發之事、③膿之有無并ニ深淺辯別之事、④附骨疽多骨疽之事、⑤金瘡腸出候手充之事、⑥癰疽虚実辯別之事、⑦疔瘡と類疔との辯別之事、⑧魚口便毒辯別之事、⑨金瘡出血不止手充之事

口科之部

①喉痺乳蛾之事、②重舌痰包差別之事、③走馬牙疳治法之事、④齒齦宣露之事、⑤世に云舌疽の事

橋本昭彦氏は氏の著書の中で「口問主意書」における三六の設問を次の様な四つの類型に分類されている。^①

a・病症の看別・診断（二十二題）、b・薬物の弁別（四題）、c・治療の方法（八題）、d・語意解説（二題）

問題はすべて日常臨床で度々遭遇するような具体的な問題であつて、いわば専門医としての基礎的な知識を試す目的で出されたものと思われる。

「口問主意書」の末尾には六名の指導医の姓名が次のように列記されている。

指導医名

多紀永寿院、多紀安長、山本宗英、吉田快庵、桂川甫周、山崎宗運

この内、多紀永寿院元惠は館長。多紀安長は元惠の子元簡で、父を補佐した。他の四名は医学館教授で、多紀安長・山本宗英・吉田快庵の三名は本考試の試験官であつたことは「医案方付留記」に相談（指導者）として名前が挙げられていることから明らかである。

医学館発足当時の講師は杉浦玄德、福井楓亭、多紀桂山（元簡）、山本宗英、田村元長、吉田快庵の六名であつた。^②

受験者名

「問答一件調書」には初めに「寛政甲寅考試姓名」と題して各科別に受験者の官位と姓名が列記されている。年齢は寛政六年当時の年齢で「寛政重修諸家譜」^③「官医家譜」^④をもとに筆者が推定したものである。（以下氏名、官位、推定年齢の順）

本科

久保玄長 寄合御医師 三九歳、内田玄勝 同 三五歳、上領玄碩 同 三八歳、中川隆玄 御番医師 三九歳、熊谷辯庵 同 四〇歳、松井素庵 寄合御医師長庵倅 不明、村岡玄超 御番御医師孝運倅 三七歳、田中俊川 小普請御医師 三五歳、池田玄隆 同 三四歳、木村簡元 同 三一歳

小児科

吉田俊宅 寄合御医師 三三歳、吉田栄全 寄合御医師栄元倅 不明、岡 了節 小普請御医師 三一歳、木村玄長

同 三一歳、村上良元 同 四〇歳、町谷玄詮 同 二六歳

外科

一村山元格 御番医師 二二歳、岡田東淵 同 三九歳、曾谷玄梁 小普請御医師 二八歳、増山養甫 同 三六歳

口科

本康寿仙 小普請御医師 三四歳、本康碩寿 同 碩庵倅 不明

合計二十二名

「問答一件調書」

「問答一件調書」は「口問主意書」に列記された問題の中から数題を選び、受験者に口頭で解答させ、その解答に対して採点を施したものである。「問答一件調書」には考試の方法が「品評凡例」として記録されているので、その記録にもとづいて手順の概要を述べる。

一、すべて答の主旨は墨で記録し、品評は朱書で記録した。(品評の)見出しとして各條の頭に圈を加えた。即ち○は上、●は中、●は下であつて、至つて良くないものは●●、至つて良いものは○○とした。

一、受験生は生まれつきの性格もあり一様ではないが、先ず気後れして平生心得ていることも、うまく言えない事もある。その意味を察して品評した。勿論、中には気丈で十分申し述べられる者もあるが、反面、至つて内気な者は一向に答えられぬ者もあるようであるが、しかし平生心がけて学問に励んでいる者は答の様子でわかるものである。

一、勿論、このたびの考試に十分答えられなかった者もあるが、それは年齢にもよるもので、若年の者の中にはこれから勉強すれば後にはずいぶん良い医師になれそうな者も見受けられた。また内気な者で、始めて嚴重な席へ出たため

萎縮して答えられなかったものは、今後、場馴れすれば思っている事を十分述べることが出来るであろうし、また修行のほどは自然に現れるものである。それゆえ考試を再三受けなくては真面目が分からない者もあるのである。このような人は来春の考試においてまたそのようにするであろう。しかしながらこの度の考試については一応そのまま受け入れて、そのまま論定して記録しておくこととする。

「問答一件調書」の問題は、前記のように、本道が十問、小児科十二問、外科九問、口科五問の中から数問を選び、受験者に諮問して口頭で解答させ、その答に対して品評を加えるのである。更にすべての受験者に対して古典の素読をさせ、それを評価の参考としている。素読は「素問」の第一篇から第二十五篇までの内、比較的初めの篇の中から一篇が選ばれ、その一部を読ませるのである。しかし外科の二名のみには南宋・陳自明著『外科精要』のうち騎馬竹馬灸法の素読が課せられた。なお素読に対しては品評のみあり、圈による採点はなかったので、品評にもとづいて筆者が同様の圈を用いて印を付した。

「問答一件調書」における設問・成績並びに素読の評価

それぞれの解答者に対する試問は番号を持って表し、その解答に対する品評は定められた圈を持って表す。又、解答に対する批評は主要部分を選んで「小字」で記した。

本科

氏名	官位	試問番号	素読
久保玄長	寄合医師	一	●
		二	○
		三	●
		四	●
		五	○

「二〜五問、この答相当仕らず候」とあり、第五問には、「老人にても虚寒陽脱の証には附子多く相用い候こと御座候。老人に附子用い申さず候と申し候は、別して心得違いに御座候」とある。

内田玄勝 同 ○ ● ● ● ● ○ ○

第四問の評。「この答並びに方付とも相当仕らず候。そのうち乾霍乱の吐強きは白虎湯、悪急なるは附子理中湯との義、白虎湯は実熱を治し候寒冷の薬にて御座候。附子理中湯は虚寒を治し候温補の薬にて御座候。この二方氷炭の違いに候処、乾霍乱に用い申し候との義は意相聞こえ申さざる事に御座候」

上領玄碩 同 ● ● ● ● ● ○

「病証の見分けは療治の要務に候処、わきまえ申さず候との答はいかがに御座候」

中川隆玄 御番医師 ○ ● ● ● ● ○

「隆玄義、療治夥しく手がけ随分出精仕り候えども、一体の修行は薄く相見申し候」

熊谷辯庵 同 ○ ● ● ● ● ○ ○ ○ ○ ○

「この答宜しく候。しかしながら脉ばかりにて弁別仕り、見証にての差別無く御座候はいかがに御座候。一体、答の趣を相考え候処、修行のほど耽と仕らず、才氣も十分にこれなく候えども、療治出精は仕り候趣に相見申し候」

松井素庵 寄合医師長庵倅 ○ ● ● ● ● ○

「虚にも表裏陰陽之あり、実にも表裏陰陽之あり候。唯、虚実とばかりにては一概に候。その内、実証は石膏附子と申し候答、別して如何に御座候。石膏附子氷炭の差別を弁え申さず候と相見申し候」

村岡玄超 御番御医師孝運倅 ○ ● ● ● ● ○ ○

六 七 八 九 十

田中俊川 小普請御医師 ○ ○ ○ ● ○ ● ○

「一体常に心掛け篤く、医学医術ともに研究罷りあり候義と相見え申し候。年若に候間、猶またこの上出精仕り候いて

抜群の者にも相成るべきやに存じ奉り候」

池田玄隆 同

-
-
-
-
-

第八問に対する答。手足微冷するものはかるく発汗すべし。不換金を用い申し候。参蘇飲は強過ぎ申し候。発散すべからざる症は病人に対し申さず候ては弁別つかまつり兼ね申し候。

「この答、何と申し候義に候や相分かり申さず候。病人に対し申さず候ひては弁別なり兼ね候義も之あり候ことに候へども、一通り演説仕り難きと申すほどの事にも御座無く候。畢竟、心得之無き故と存じ奉り候」

木村簡元 同

簡元答。口文五ヶ条共答はお断り申し候。私義博覧は仕り候えども、窮究仕らず候間お断り申し候。素読同様

「右五ヶ条の口問一ヶ条も答申さず候。如何様にも心得候丈相答候様再三申し聞かせ候えども、答申さず、読書も同様

に御座候。医案方付式ヶ条は休息所において仕り候。別冊に認めこれ有り候。

右簡元義、医案法付の趣を以て相考え候処、常に医術修行心掛け罷りあり候と相見申し候。しかるところ、性得その内氣に付、初めて嚴重なる席上へ罷り出で、胸中朦朧と仕り候様子にて答一向出申さず候。右につき、評論に及び申さず候。此れ以後、場馴れ候て答も出来仕るべきやに存じ奉り候。依つて、今一応来春考試仕り候はば相分かり申すべきやに存じ奉り候」

小児科

氏名 官位

試問番号

素読

- 一
- 二
- 三
- 四
- 五

吉田俊宅 寄合御医師

-
-
-
-
-

吉田栄全 同

-
-
-
-
-

「この者常に心掛けよろしく、不断研究仕り候と相見え、答の趣き安らかに相聞こえ候。引き続き出精仕り候はば抜群の御医師に相成り申すべく存知奉り候」

岡了節 小普請医師 ○ ○ ● ○ ○ ○ ○ ○

「一体療治多く手がけ罷りあり候て、出精仕り候ほどには相見え、答の趣安らかに相聞こえ候。しかしながら才気格別と申すほどには御座無く候」

木村元長 同 ○ ○ ● ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

「元長義、年若には御座候へども療治多く手がけ出精仕り候ほどこれあり、答の趣何れもよろしく御座候。才氣も有り候者につき才を待し、自許自負仕り候心を屈し、恥じず下問し、この上志篤く研究仕り候はばおいおい抜群の御医師に罷りなり申すべく存知奉り候」

村上良元 同 ○ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

「良元義は村上家と唱え、世上にて痘瘡専門の家と心得罷りあり候。しかるところ、痘瘡見申さず候ては演説なりかね候との答は如何のことに候や。胸中に心得おり申さず候ては眼に見候ても口頭に演じかね申すべく候。胸中に心得おり候へば、大凡の義は察し候て申し述べ候義相成るはずのところ、右様の答は畢竟短才の上、心掛け薄き故と存知奉り候。中年にも相成り申すべきやのところ、傍ら以っていかかわしきことに御座候」

町谷玄詮 同 ○ ○ ● ● ● ○ ●

「元詮義、答の趣を持つて相考え候処、學術出精仕り候と申すほどには相見え申さず候。さりながら、一体器用者にて

候間、以来勉強仕り候はば、才氣伸びたち上達仕るべき者にて御座候」

外科

氏名 官位 試問番号 素読

村山元格 御番医師

○ 1 二 三 四 五 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

「読書仕るべき旨申し聞かせ候処、右の通り堅く相断り申し候。強いて読みを為し候ては、その迷惑なる様子につき、その意に任せ候義にて御座候。畢竟、蕃流主張仕り候故、唐土の書読み候に及ばずと申し候主意のように相見え候へども、藥品著名等を承り候所、是、以つて聡と心得罷りある様にも相聞こえ申さず候。若し強いて読みを為し仕り候ハバ、先達て仰せ渡し候にも恥辱に当たり候様なる義は仕りまじくとの義も御座候御事につき、蕃書も用意仕り置き候へども、これまた読みを為し申さず候。」

すべて何事も先入主となり申す事につき、先入の義も大切に御座候。元格に限り申さず、一同に一生を誤り候義御座候。元格義、幼年家督に候処、家業の世話仕り候者御座無く候故、酒井修理大夫家来、杉田玄白と申す者に相談仕り候へども、この玄白、蕃流と申す事にて、一体は如何仕り候や。文字辺の義は一向構い申さず。ただ療治の仕方を口授のみ仕り、病人を眼にて見候ばかりにて仕込み候故、家業向きの義、是にて事済候事と相心得、唐土の書に載り候医术は迂遠のことに用立ち申さず、その上、外科は術に候間、文字は要り申さず候様見識相立て候義と存知奉り候。

右の主意ゆえ、治療多く仕り候ても見聞をひろめ候文字を読み申さず候間、新智を益し候事一向に出来仕らず、右答のごとく、行き届き申さず候ことども多くこれ有り候。この者に限り申さず、幼年家督にて家業向き世話仕り候者これなく候は、皆落着仕らざる者に相成り候類、是まで見聞仕り候。以来、斯様の類、取り計らい方も御座あるべきやに存知奉り候」

岡田東淵 同 ○ ● ● ● ○ ● ○

「金創腸出不取者」収まり申さざる者は周りばかり縫いそのまま巻置き候と申すは義は如何に候。且それにては収まり申さざるは、腸出候を切り捨て候と申す義は決して是あるまじきことに御座候。尤も膜にても御座あるべきやと申し候は尤もに御座候。膜と申し候は主意書中に認め置き候膏のことと相聞き候」

一 四 五 六 七

曾谷玄梁 小普請御医師 ○ ○ ○ ○ ○ ● ○

「一体、答の趣相考え候処、平日学術ともに心掛け篤く、出精仕り罷りあり候と相見え、後に御用立ち申すべき者と存知奉り候」

増山養甫 同 ● ● ● ● ● ○ ○

第九問に対する養甫の答。如何様に血止め用い候えども止み申さざる者之あり候。この間も見受け候えども之まで致し覚え申し候止め方御座無く候。

「取飾り申さず正直なる答に御座候。しかしながら一通り血止め用い候ても止まり申さず、とばかりにては余り心掛け薄く相聞こえ申し候。しかしながらその外一体治療の法は相心得おり候趣に相見申し候」

口 科

氏名 官位 試問番号 素読

本康寿仙 小普請御医師 ● ● ● ● ○ ● ○

「右寿仙義は未だ年若にて候間、未だ療治多く取り扱い申さず、且、一体に小気者に相見え申し候て、一向に畏縮仕り、

心得罷りあり候義も演説仕りかね候様子に相見申し候。よつてこの度の考試には聡と相分ち兼ね申し候」

本康碩寿 同 碩庵粹

「右碩寿義も一体実貞に相見え小気者にて候ゆえ、畏縮仕り候て、心得罷りある義も演説成し難き趣に相見え申し候。薬方暗記仕りおり候を見候へば、家伎のみ心得罷りあり候様子に御座候。ひろく学び候はば、おいおい上達も仕るべきやに御座候」

合計二十二名

上記のように、各科別に問題を出し、受験者の解答を口頭で述べさせている。更にそれぞれの解答について試験官は意見を述べ、採点をするというよりも、受験者の誤りを正し、むしろ彼らを導いていくという姿勢を示している。問題は平均五問であるが各人に出された問題は必ずしも同じではない。そして試問の最後には講評を述べ、各人の家庭環境や家業の指導者のことや、あるいは年齢、性格や日頃の臨床実技、学問、読書に至るまで親身に考慮し、最後には學術の学び方、将来への期待や心得まで論じている。

「医案方付留記」

次に実施された「医案方付留記」はいわば実技の筆記試験である。この試験の目的は臨床における診断並びに処置の能力を試すところにある。実技の採点は特にはないが、回答に対する講評の形で述べられている。

試験の方法は、先ず試験官が医学館を訪れた患者の中から適当な症例を選び、その患者について病状を調べ、医案を述べて処方を選定し、治療の結果、患者が完治すればその医案と方は正しいものと認め、これを症例として受験者に提示し、その症例に対する医案と方を各自の考えで取りまとめ、筆録して提出させたものである。症例は二十一例、問題は二十二問に及ぶ。問題が症例より一題多いのは、小児科と外科に共通する症例が一例あるためである。

試験日は九月十八、二十、二十二日の三日間に二十一人（小児科の岡了節欠席）を三班に分けて試験する予定であったが、同じ病状を数カ所に出す事は非常に煩雑な事なので、日割にかかわらず一症例を同時に数人に提示して医案と処方

を記述させている。設問は一人当たり一乃至二題が出されている。

医案の書法については和文でも漢文でも勝手次第とし、意義のみ問うこととし、文章の良否は評価の対象外とした。試験の問題を列挙すれば次のとおりであるが、全文を載せるとあまりに長文となるので要点のみ摘出して記載する。

本道の部

①男、背部より小腹にかけて痛む。上逆し手足厥冷す。廁で気絶した。脈沈細無力。

②四十二歳男、冬ごとに咳がでる。今年咯血す。体が温まると咳が出る。脈浮数無力。

③二十七歳女。側身痛。咳。梅核氣。頻尿。氣逆。脈沈弦遅微力。臍の左に硬結動氣。

小児科の部

①三歳。左鼠径部に大きな塊。臍ただれ膿出る。大便に膿出る。羸瘦。飲食不好。乳を嘔う。発汗あり。脈浮数有力。

②十三歳男子。蟲を下す。肛門内に蟲多くいる。排便時蛔虫を下す。

③九歳。外邪癒えて後、陰囊腫大、歩行障害あり。飲食平。腹部軟。脈微数。氣分重。

外科の部

①五十歳婦人。四年前より左半身麻痺感あり。当年左耳後腫れ左眼に及ぶ。激痛。化膿し、潰瘍となり腐肉三四塊出る。脈中位にあり細数有力。

②三歳児。六月左腿の付根腫れ、一月臍ただれ膿出づ。三月大便よりも排膿す。右脇下も腫れる。氣分重し。飲食不好。羸瘦。時々発熱。脈中位に浮数有力。小児科①の患者。

③五・六年前便毒。去月陰茎疳瘡。茎根と肛門前に瘡、膿水出づ。脈沈。

④男子。去年暮右眉上に小瘡。三月、眼胞腫れ、物見えす。頭痛、憎寒、飲食普通。眼充血無し。脈浮。

口科の部

①前歯一枚痛み、次第に広がり全歯痛む。齒齦黒色、針刺で膿血出づ。痛み止み、排膿血は持続す。強頭痛。飲食正常。下痢気味。噎気あり。脈緩有力。

②四十歳男。瘦せて青白い。酒を好む。舌下腫れ口中に満つ。痛無し。飲食二便自可。心下痞。圧痛あり。臍上動気。腹軟。脈弦数有力。

「医案方付留記」において、出題者側の医案方付に携つた医師は次の通りである。

本道の部

①処方療治・関本伯典、相談・吉田快庵

② ①に同じ。

③医案方付・吉田梅庵、相談・山本宗英

小児科の部

①処方療治・朴庵倅 篠崎三伯、相談・多紀安長

②処方療治・東 宗朔、相談・多紀安長

③医案処方・多紀安道、相談・山本宗英

外科の部

①処方療治・野間玄琢、外治・丸山昌貞、相談・山本宗英

②処方・丸山昌貞、内治 前條方付有之候・篠崎三伯、相談・多紀安長

③内治処方・坂 三益、外治・川嶋宗端、相談・吉田快庵

④内外相兼処方・関本伯典、相談・吉田快庵

口科の部

①内薬・片山宗琢、口科外治・堀本好益、相談・吉田快庵

②処方・山本楊庵、外療・堀本好益、相談・吉田快庵

「医案方付留記」における評価は特に記号や数字を使うことなく、講評の形で成されている。それゆえこれを成績に上せるために講評を読み、その内容に基づいて筆者の独断で○×△を以って表すこととした。○は合格、×は不合格、△は半ば良い成績を表している。その結果は次の通りである（以下受験者、問題番号、成績の順）。

本道の部

久保元長 本① ×、内田玄勝 本① ○、上領玄碩 本① △、中川隆玄 本① ×、熊谷辯庵 本① ×、松井素庵 本① △、村岡玄超 本① ×、田中俊川 本② ×、③ △、池田玄隆 本② ×、③ ×、木村簡元 本

② ○、③ ○

小児科の部

吉田俊宅 小① ×、② ×、吉田栄全 小① ○、② ×、木村元長 小② ○、③ ○、村上良元 小② ×、

③ ×、町谷元詮 小② ○、③ △

外科の部

村山元格 外① ×、② △、岡田東淵 外① △、② ×、曾谷玄梁 外③ ○、④ △、増山養甫 外③ ○、

④ ×

口科の部

本康寿仙 口① ○、② ×、本康碩寿 口① △、② ×

上記のように、試験は一人一乃至二問が出されて、その症例に対する医案（診断）と処方が求められ、受験者はそれぞれに答案を提出している。

文献・註

- (1) 森潤三郎『多紀氏の事跡』思文閣出版、京都、一九三三（昭和八年）
 - (2) 森潤三郎『多紀氏と医学館』『中外医事新報』一一九一号、一〜六頁、一九三三（昭和八年）
 - (3) 波多野賢一『医学館補遺』『中外医事新報』一一九七号、二七九〜二九一頁、一九三三（昭和八年）
 - (4) 倉沢剛『幕末教育史の研究一』吉川弘文館、東京、一九九四（平成六年）
 - (5) 町泉寿郎『医学館の学問形成』（一）『日本医史学雑誌』四五卷三号、三三九〜三七二頁、一九九九（平成十一年）
 - (6) 幕府医学館秘要録『医談』七一号、七頁、一九〇二（明治三十五年）
 - (7) 橋本昭彦『江戸幕府試験制度史の研究』風間書房、一九九三（平成五年）。
 - (8) 町泉寿郎『よしの冊子』医家関連記事（一）（二）『日本医史学雑誌』四四卷四号、五四一〜五五六頁、一九九八（平成十年）。同誌四五卷一、二、三頁。寛政二年十一月四日の報告に「表医師コノ節療治数書出し候様被仰出候由。一向療治不仕もの八六二困り、急に病人を拵へ候由」
 - (9) 寛政甲寅考試 多紀元徳（藍溪）写 京都大学附属図書館 富士川本
 □問主意書 考試問答一件調書
 考試出席御医師医案方附留記并評議
 - (10) 大田南畝全集 十八卷 街談録 卷五、一九八八（昭和六十三年）。「医学館考試。寛政六甲寅年九月、御番医并小普請御医師共三十疋人、於医学館考試被仰付、…多紀安養申渡候は、各方療治不行届、并医学館えも間遠に被致出席候。依之医学の試被仰付候旨、堀田攝津守殿被仰渡候。それより不残引五人宛罷出、医案五か条并虚美、医学、本草、右の通御尋成り。外科は桂川甫周より問出候由也。何れも甚難渋の由。内十六人程御答相応に出来候由。御番外科村山元格（銀三十人扶持）当日一向御答不出来、帰宅後直に吐血にて死去の由也。
- 右試被仰付候は、之まで学館え一向不出席者斗なるとぞ」

(11) 「甲子夜話」 松浦静山（平戸藩主）

「太平絵詞」 人見弥右衛門(畿邑) 寛政九年没

時代が最も近いと思われる「太平絵詞」から、当時の医師の世相についてその一部を引用する。

「医師は素より四民のうちなれど、今は別のものなり。商人の外、医ほど利の多きものはなし。さるによりて年々増益す。病家にてもてはやすが癖になり、其身は賤しきことを忘れ、横柄を働き、薬代の大利を以て奢りを究め、美服を飾り、薬籠には金銀をちりばめ、駕は数奇や飾りに拵え、無益の榮耀を好む心から、何とて病人を真実に療治すべき。初めての病家に至りては先ず病人より家内のように、馳走を見て、薬代のとれそうな悦びを大切に精を出し、貧家に行きては死ぬ病人も、はじめに断る類多し。治世には利潤にあき、乱世にも逃げ回してすむ身分なれば、太平の恩沢を有り難く思い、利を得ては相応に楽しみ、余分を以てて施薬をもせば、少しは天地へも国家へも報うべし。当世の姿は何ともすまぬものの親方なり。仁術ということを忘れて、渡世第一の躰なれば、手のわるい仕方というべし。それよりやはり町人で一盃利徳するがまし也」

(12) 深井雅海・藤実久美子『江戸幕府役職武鑑編年集成』一九九六(平成八年)〜九九(平成十一年)、東洋書林(原書房発売)

(13) 『新訂寛政重修諸家譜』一九六四(昭和三九年)〜六六(昭和四一年)統群書類従完成会

(14) 『官医家譜』東大史料編纂所所蔵

幕府通達

(15) 憲教類典、四ノ十。

明和二乙酉年十二月七日

松平右近将監殿 御渡

医学館

奥医師

神田佐久間町

多紀安元

右安元義 此度相願右の場所に医道講釈致し 御医師の子弟並に陪臣医師 町医師 惣医道に志の輩 右学館え罷越候儀勝

手次第之事

右之趣寄々相達せらるべく候

(16) 憲教類典、四ノ十。

安永二癸巳年五月七日

酒井石見守殿 御波

お目付え

寄合医師多紀安元儀、医学館類焼に付再建致し、医道講釈、是迄之通取立度候得共、自力に及兼候に付ては、江戸中医師より、寄付銀有之様に致し度旨相願、尤当時学館え出席不致面々も、子孫に至り出席も可致に付、何れ共年々一二匁ツ、寄付有之候様相願候に付、願之通申渡候、右寄付銀數、御医師の分は存寄次第、其外御医師の弟子、并陪臣医師町医師、惣て江戸中医師よりは、二匁を限り年々寄付銀差遣候様可致候
右之通向々え可被相達候、尤西丸御目付えも可有通達候

(17) 憲教類典、四ノ十

天明六丙午正月十二日

安藤对馬守殿

多紀安元 医学館再建有増出来ニ付 以来毎年二月中旬より五月中旬迄 百日之内 諸医師之子弟并医道に志有之候者は 医学館之内 学舎之内に止宿為致 医学教育致し候間 望之者は罷越すべく候 仕方は左之通候条其旨を承知致し猶又前度ニ学館の役人え懸合 委細之儀納得之上教育可請之候事

一 当午年二月中旬より五月中旬迄 百日之内教育奥所ニ付 諸医家若年之輩

出席或は止宿致し教育受度輩は 陪臣は其家之役人 町方は名主町役人差添正月晦日迄医学館役人え懸合 請人を立書付差出候上にて教育可受候事

一 銘々の居宅より通いにて出席致度輩は 正月晦日迄親兄弟又は身寄之もの差添 学館役人え掛合置出席有之べく候 尤百日之内無懈怠出席致し 講釈稽古事等遂承申すべき旨証人より書付取り候迄にて出席為致候事

一 宅より通ひ出席致し候輩は 毎日学館之出入の刻限を相改め 帳面ニ止置候事

但若年之輩学館出席之躰に申致し遊山等有之候ては相濟申さず候万一左様之義相聞候ハバ相糾候上其段証人え相達学館出入之義を差止候事

- 一 百日之内 医学館において講釈 会読致すべく候 書面之義は本草 靈樞 素問 難經 傷寒論 金匱要略にて候 右六部之書は医有之中之古書にて何れの流儀たりとも医学之基ニ候間 医家子弟講説を遂承申さず候ては 相済申さざる事ニ付 日割致し置百日之内何れも全部承遂させ候様ニ規則を立置候事
- 一 経絡穴取り等のわざを以相伝候類は 是又右日割之内別会を立置 百日之内相済候様ニ規則を立置候事
- 一 但 本草 靈樞 素問 の三部は 卷数多候間 常体講釈会読等致し候ては両三年も掛かり候に付 承候若年之輩など長候間退屈いたし一部の始終を遂承申さざる者もあい見へ候 依之右之趣規則を立置候 尤 傷寒論 金匱要略 難經の三部卷数少候ニ付 其の後は甲乙 千金 外台 病源など 或は格致 溯洄之類承り候は 望に任せ会読又は講釈など可致候事
- 一 本草別て卷数多候間 毎朝会読に致し 靈樞 素問は隔日講釈に致し 閑日下見復り見も相成候様ニ日取りを充置候事
- 一 学館之内学舎ニ止宿(教)育を請候輩は 右日限之内は医学館門外へ決して出し申さず候 尤役人を付置 昼夜相廻り厳敷禁制致し候事
- 一 飲酒諸勝負其外遊芸は勿論 惣て医学の助ニならざる儀は詩歌たりとも堅く禁制之事 但余念雜慮有之候ては 志一凶ニ成申さず候故 学業を遂申さず候間 是又役人を付置 嚴敷禁制致し候事
- 一 右日限之内学館内 学舎之中止宿致し候輩 相応之身の上ニ候は 自分賄ニいたし申すべく候尤勝手夜具等は不自由無之様ニ学館ニテ取計候事
- 一 医学殊之外執念候得共 貧窮にて其志を遂申さざる輩 又は師匠 父祖ニ離 世話致し遣候者無之習業成兼候者は 名主 町役人より申立証人 請人を立候は 承糾候上 朝夕之食事等も学館より賄遣書物 又は夜具迄も日限の内 貸遣教育致し候事
- 一 学館舎中止宿致し候輩 若定置候禁制を破候者 第一出精致さざる者は役人吟味之上 証人 請人等を呼寄其段相達し学舎中に差置申さず候事
- 一 但右跡の輩学舎中ニ有之候ては 出精致し候輩迄其風をしようつり候間

早速証人え引渡 託候とも決して免申さず候事

一 惣て医学館中講釈并会読致し候輩へは 医学館にて夫々手当有之候間 教導を請候輩よりは 聊之礼式たりとも請之申さず候事

右は多紀安元申立候ニ付相触候 此外之義は学館え罷越 役人え掛合承べく候
勿論以来毎年右之通りに候事

正月

右之通可致相触候

(18) 憲教類典 四ノ十

寛政三辛亥年十月

医術家業之者致出精候様 近来度々御世話も有之候故 無油断修業可仕事候得共 其内には相応の師も無之 又は広く療治等可致候而も病家数少く 或は施薬等之入費も行届兼候類にて志有之候而も不得止事修業成就不致者も有之哉に候 依之此度於医学館夫々世話等致候者仰付候間 出席之面々より医学治療相談致可被申候品に寄 施薬等之儀も出来候様御手当可被成下候 寄合小普請之御医師中を始め子弟之類 且当時御奉公相勤候ものも篤志之輩は一同出席可有之候 惣而医職之分は至而重き事に付精々厚く鍛錬有之度儀に候 乍然流儀見識等一同には無之事に候間 入学之外出席之面々は只聞見を広め 治療之相談等致候訳に付心得違無之彼我を存せず相互に学業治術研究いたし其道精熟候様可被心得候 尤諸科同前たるべき事

典薬頭并奥勤之面々法印法眼之御医師之分は罷出候に不及候 乍然已達之上に而聞見を広候儀は第一之事に候得ば出席可仕と存候者は勝手次第之事に候 其余出席難致面々は其訳支配中え可被書出事
右之通惣御医師中え可被相触候

(19) 憲教類典 四の十

寛政三辛亥年十月

医学館え以来折々相越され 講書致さるべく候 尤委細の義 多紀広寿院え相達置候間 可被談候事

山本宗英

吉田快庵

杉浦玄徳

医学館え相談日々の世話可被致候 尤多紀広寿院え可被承合候 多紀安長えも同様世話可致旨相達し候間可被 相談候事

右之通桔梗之間において攝津守殿御出座御渡

多紀広寿院 医学館において毎年百日之内諸生教育之義 当分相止候 以来日々講書有之候間 陪臣町医等も勝手次第罷出可致聴聞候 尤委細の義は 医学館え可承合候 是迄年々医学館え寄付銀致来候面々は 以来差出に不及候

右之通可被相触候

十月

(20) 「憲法類集」『内閣文庫所蔵史籍叢刊28』一六六頁、一九八三、汲古書院

寛政四子年正月十三日

堀田攝津守殿御渡

御目付え

医学館講業正月二十五日より相始候 去年中達有之候御医師中出席致方其外心得之儀当月十六日十七日十八日右三日内多紀

広寿院方え承合候様寄合並御番医師え可被達候 小普請之面々者支配より達有之候様小普請支配え可被談候事

正月

(21) 憲教類典 四ノ十

寛政三辛亥年十月

於医学館以来一カ年春秋両度医業考試被仰付候 典葉頭并奥向之面々法印法眼之御医師等ハ相除 其余年齢二十位にも相也候者ハ不殘可罷出候 尤春に至り日限等は多紀広寿院より可相達候事

右御医師四十歳にも及候分は考試に不及出席而已可致候 勿論難問誹謗等致候

類之事は一体有之間敷筋に候間隔意なく心得たがい無様可致候 尤医学館へ常々修業として罷出候ものは考試は無之儀二而候事

右之通惣御医師中え可被相触候

十月

(22) 憲教類典 四の十

寛政元己酉年二月十七日

松平越中守殿より御渡

惣て医業を以世祿結構被成下候儀に付、家業之儀は格別出精可致儀に有之候。殊に御撰拵を以奥之御医師被仰付、祿位をも相加えてしは別てのことにて、出精心掛も格別にして不叶事に候。奥医師の調葉諸家にて相願候儀は、畢竟医学格別の儀に付、取用候事にて候処、近來は右の儀も仕来り同様に相成候哉にも相聞候。左候得は此上弥風儀不宜にいたり候ては、医術の貴賤を不撰儀も失ひ、客來取持同様に相成間敷にも無之、調葉等の儀も名目のみに成、行經し他医之療治請候様に有之候ては一己の身上の不束成斗にも無之、御外聞も不宜儀にて候。殊更その動向は無此上御大切の儀に拘り候事に候条、能々相心得出精可被致候。平常御側近くも罷出、大奥えも相廻り候身分に候得は、身持等も別して相慎可被申候。

二月

右の通御事付拜見仕候に付、加納遠江守殿より笹之間におゐて仲間一統御受申上候

(23) 憲教類典 四の十

寛政元己酉年四月

安藤対馬守殿御渡

寄合医師え

代々医業致相続候御職業之義、別して出精、御用に相立候様に心掛候儀、心為之事。且銘々先祖に對し候ても、可有本意儀二候。殊に医業は大切の職業、人命を預かり候儀を怠り可申様無之儀二候。以来其身一代出精無甲斐、其倅儀医師□□閑にて、併せて人柄等之義、相慎候事も薄き輩は、祿の多少の差別によらず、其の時宜に随い家督等の節に至り候ても、減祿被仰付候

義も有之間敷儀ニ無之候。自然其者え来候禄は、成る丈先規不省様有之度儀ニ付、其の身近々修行を遂げ、出精致し候ハバ、連々又、御加増有之、終には先規之禄に可被復候。右御趣意ニ付ては、寄合小普請、無勤の輩にても出精次第被復旧禄、御加増は可有儀に候。心得のため相達し候間、何も厚く出精可致候。

(北里研究所東洋医学総合研究所医史学研究部)

The 1794 Medical Examination at *Igakkan*

Ichiro TODÉ

Igakkan, the official medical school which was founded by Taki Mototaka (1693-1768) in 1765 and administered directly by the Tokugawa Syogunate 1791, held a medical examination in 1794. The twenty-two examinees were either young low-ranking Bakufu physicians or the sons of older official doctors. The examination consisted of four subjects: internal medicine, pediatrics, surgery, and oral medicine. For every subject, an examinee took an oral and written examination. The oral examination was generally on the differential diagnoses of diseases and pharmaceutical prescriptions for various diseases. In the written examination, an examinee was supposed to discuss a case given by an examiner—how to diagnose and to prescribe drugs to a particular patient with a certain set of symptoms. The answers were graded and commented on. Those who got good grades were rapidly promoted from the following year, while those who did not disappeared from historical records. It is conventionally believed that an official's status in the Bakufu bureaucracy was determined by his family background, but in the case of medical officials, the results of the examination mattered significantly to their later career paths.